



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

574	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
575	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	3
576	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
577	生活保護法による指定医療機関の廃止	(").....	4
578	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
579	"	(").....	4
580	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
581	生活保護法による施術機関の指定	(").....	5
582	"	(").....	5
583	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	5
584	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	5
585	平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(果樹園芸課).....	6
586	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	7
587	"	(").....	7
588	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定	(水産振興課).....	8
589	"	(").....	8
590	平成19年和歌山県告示第597号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正	(").....	9
591	平成19年和歌山県告示第598号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正	(").....	10
592	平成19年和歌山県告示第599号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正	(").....	10
593	昭和54年和歌山県告示第625号(漁業災害補償法による区域及び区分の指定)の一部改正	(").....	10
594	平成元年和歌山県告示第607号(漁業災害補償法の規定による加入区の指定)の一部改正	(").....	10
595	平成14年和歌山県告示第981号(漁業災害補償法第104条第2号に掲げる区域及び区分の定め)の一部改正	(").....	11
596	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定	(").....	11
597	平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(").....	12
598	昭和58年和歌山県告示第612号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(").....	12
599	昭和58年和歌山県告示第701号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(").....	13
600	昭和50年和歌山県告示第574号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部改正		

	(") 13
601 昭和54年和歌山県告示第626号 (漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定) の一部改正	(") 13
602 昭和56年和歌山県告示第168号 (漁獲共済加入区の指定) の一部改正	(") 13
603 昭和57年和歌山県告示第1099号 (漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定) の一部改正	(") 14
604 昭和61年和歌山県告示第70号 (漁業災害補償法の規定による区域等の指定) の一部改正	(") 14
605 昭和63年和歌山県告示第704号 (漁業災害補償法108条第1項の規定による区域及び区分) の一部改正	(") 14
606 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定	(") 14
607 平成元年和歌山県告示第671号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定) の一部改正	(") 15
608 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定	(") 15
609 "	(") 15
610 昭和50年和歌山県告示第82号 (漁業災害補償法の規定による区域及び区分) の廃止	(") 16
611 道路の区域変更	(道路保全課) 16
612 道路の供用開始	(") 16
613 道路の区域変更	(") 17
614 道路の供用開始	(") 17
615 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 17
616 "	(") 22
617 "	(") 23
618 都市計画事業の認可	(都市政策課) 24
○ 監査委員告示		
1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	 24
○ 公告		
軽油引取税免税証の無効	(税務課) 25
○ 諸報		
和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会) 25
○ 正誤		
平成24年2月3日付け和歌山県報第2327号和歌山県告示第87号中	 26

告 示

和歌山県告示第574号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年7月9日まで縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年5月8日

- 2 名称
特定非営利活動法人2つの和・輪FUTATUNOWA
- 3 代表者の氏名
赤真勇氣
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市南細工町4番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者やストレスを抱える人々に対して、農作業やスポーツを通じ自然や環境との共生、青少年の健全育成に関する事業を行うことにより、平等で格差のない明るく快適な社会作りに寄与し、また耕作放棄地等の整備に関する事業を行うことにより地域の環境保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第575号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月9日まで縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年5月7日
- 2 名称
特定非営利活動法人Iターン交流プラザ
- 3 代表者の氏名
渥美正道
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市府中1011番地の45
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県内への移住希望者に対して、県内外の機関・事業者・団体・個人と連携して移住希望者の円滑な受け入れを促進すると共に、移住者の地域社会への参画を促進する事業を行い、地域経済の発展及び地域社会の情報化推進と環境の保全向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋柔 17-20	坂口博昭	坂口整骨院	橋本市御幸辻539	平成 24. 1. 31

和歌山県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御歯 17-48	西馬歯科診療所	御坊市湯川町小松原374-4	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋あ 20-24	松岡優仁	坂口整骨院	橋本市御幸辻539	平成 24. 2. 1

和歌山県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 23-24	松岡優仁	坂口整骨院	橋本市御幸辻539	平成 24. 2. 1

和歌山県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯 36-24	西馬歯科診療所	御坊市湯川町小松原374-4	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 11-24	西川雅也	ゆう整骨院	紀ノ川市東大井321-4	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊柔 17-24	松下泰樹	松下整骨院	伊都郡高野町大字高野山258番地 和敬荘102号	平成 24. 4. 11

和歌山県告示第583号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
井元薬局	和歌山市友田町2丁目121	井元茂樹	平成 24. 5. 8
ミュキ堂薬局	橋本市御幸辻553-3	島元香苗	平成 24. 5. 14
株式会社調剤薬局ホンダ桃山 店	紀の川市桃山町神田371-1	河田岩男	平成 24. 5. 15

和歌山県告示第584号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所	障害福祉	変 更

番 号	事業所の名称	サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	年月日
3011800 160	岩出サンワーク	就労継続支援B型	事業所の所在地	岩出市西国分605-21	岩出市東坂本62-5	平成 24. 4. 1
			事業者の主たる事務所の所在地			

和歌山県告示第585号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催日 平成24年7月31日（火）

開始時刻 午後1時30分

会場名 みなべ町中央公民館

所在地 日高郡みなべ町谷口301-4

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

(1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分

(2) 鳥獣の判別 45分

(3) 猟具の取扱い 45分

(4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性試験及び講習対象者

(1) 県内に住所を有し、平成24年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。

(2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

(1) 狩猟免許適性試験及び講習受講票

(2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

7 その他

適性試験及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第586号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字短野字新林1272の4、1276の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新林1272の4・1276の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第587号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字竹原字上エ地251、262、263、277、278、字里山683、684、686の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上エ地251・262（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、263、277、278（次の図に示す部分に限る。）、字里山683・684・686の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第588号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和50年和歌山県告示第83号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）、平成19年和歌山県告示第219号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）、平成20年和歌山県告示第1519号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）及び平成20年和歌山県告示第1520号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
湯浅湾漁業協同組合の地区	有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	湯浅中央一本釣
	有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	湯浅中央船びき網
	有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	湯浅中央底びき網
	有田郡湯浅町田に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	田村船びき網
	有田郡湯浅町栖原に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	栖原船びき網
	有田郡湯浅町栖原に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	栖原底びき網
	有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	唐尾船びき網
	有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	唐尾底びき網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち湯浅中央一本釣、湯浅中央船びき網、湯浅中央底びき網、田村船びき網、栖原船びき網、栖原底びき網、唐尾船びき網及び唐尾底びき網加入区の区分に属さない漁業	湯浅湾漁業協同組合その他

和歌山県告示第589号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成17年和歌山県告示第1229号（漁業共済に係る加入区の指定）及び平成18年和歌山県告示第1459号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
有田箕島漁業協同組合の地区	有田市宮崎町（逢井を除く。）に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	箕島町一本釣
	有田市宮崎町（逢井を除く。）に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	箕島町船びき網
	有田市宮崎町（逢井を除く。）に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	箕島町底びき網
	有田市初島町浜に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	初島一本釣
	有田市初島町浜に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	初島船びき網
	有田市初島町浜に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	初島刺網
	有田市宮崎町逢井又は千田に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	逢井・千田定置網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち箕島町一本釣、箕島町船びき網、箕島町底びき網、初島一本釣、初島船びき網、初島刺網及び逢井・千田定置網加入区の区分に属さない漁業	有田箕島漁業協同組合 その他

和歌山県告示第590号

平成19年和歌山県告示第597号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町周参見に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第1
	西牟婁郡すさみ町見老津に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第2
	西牟婁郡すさみ町江住又は里野に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力	すさみ曳縄第3

漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業

和歌山県告示第591号

平成19年和歌山県告示第598号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン以上の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第4

和歌山県告示第592号

平成19年和歌山県告示第599号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡白浜町日置又はすさみ町に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	南紀第6

和歌山県告示第593号

昭和54年和歌山県告示第625号（漁業災害補償法による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市江川に住所又は根拠地を有する者が合計総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	田辺まき網

和歌山県告示第594号

平成元年和歌山県告示第607号（漁業災害補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市磯間に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 機船船びき網漁業 (2) 無動力漁船を使用して行うまき網漁業	湊浦船びき網

和歌山県告示第595号

平成14年和歌山県告示第981号(漁業災害補償法第104条第2号に掲げる区域及び区分の定め)の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡白浜町富田又は椿に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	富田・椿一本釣

和歌山県告示第596号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)、昭和43年和歌山県告示第898号(漁業災害補償法の規定による加入区の設定)、昭和45年和歌山県告示第658号(漁業災害補償法による一定の区域)、昭和48年和歌山県告示第725号(漁業災害補償法施行令の規定による一定の区域の指定)、昭和50年和歌山県告示第557号(漁業災害補償法による区域等の設定)、昭和56年和歌山県告示第695号(漁業災害補償法に基づく区域及び区分の設定等)、昭和56年和歌山県告示第1078号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定)、昭和58年和歌山県告示第340号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)、昭和61年和歌山県告示第6号(漁業災害補償法の規定による区域等の指定)、昭和61年和歌山県告示第132号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定)、昭和61年和歌山県告示第280号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)及び平成元年和歌山県告示第688号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定)は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市上屋敷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戎一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	田辺目良一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	田辺目良刺網
	西牟婁郡白浜町日置に住所又は根拠地を有す	日置曳縄

る者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	
田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	芳養船びき網
田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	芳養一本釣
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ曳縄第1、すさみ曳縄第2、すさみ曳縄第3、すさみ曳縄第4、南紀第6、田辺まき網、湊浦船びき網、富田・椿一本釣、戎一本釣、田辺目良一本釣、田辺目良刺網、日置曳縄、芳養船びき網及び芳養一本釣加入区の区分に属さない漁業	和歌山南漁業協同組合 その他

和歌山県告示第597号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区の項を次のように改める。

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本棒受網、串本曳縄、串本一本釣、串本刺網、橋杭棒受網、橋杭曳縄、橋杭一本釣、出雲曳縄、出雲一本釣、田並曳縄、和深曳縄、和深一本釣、上野一本釣、串本小型定置、出雲・上野棒受網、田並・和深棒受網、浦神刺網、浦神一本釣、浦神棒受網、須江棒受網、南紀第1、南紀第2、南紀第4、須江曳縄、下田原刺網、有田一本釣及び古座まき網加入区の区分に属さない漁業	和歌山東漁業協同組合 その他

和歌山県告示第598号

昭和58年和歌山県告示第612号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中「和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区」を「和歌山東漁業協同組合の地区」に改める。

和歌山県告示第599号

昭和58年和歌山県告示第701号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町和深、田並、有田、潮岬、出雲、鬮野川又は串本に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	串本小型定置

和歌山県告示第600号

昭和50年和歌山県告示第574号（漁業災害補償法による区域等の設定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡那智勝浦町浦神に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	浦神刺網
	東牟婁郡那智勝浦町浦神に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	浦神一本釣
	東牟婁郡那智勝浦町浦神に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	浦神棒受網

和歌山県告示第601号

昭和54年和歌山県告示第626号（漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	須江棒受網

和歌山県告示第602号

昭和56年和歌山県告示第168号（漁獲共済加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町大島、須江又は檉野に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	南紀第1

和歌山県告示第603号

昭和57年和歌山県告示第1099号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町檉野に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

和歌山県告示第604号

昭和61年和歌山県告示第70号（漁業災害補償法の規定による区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	須江曳縄

和歌山県告示第605号

昭和63年和歌山県告示第704号（漁業災害補償法108条第1項の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町田原に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	下田原刺網

和歌山県告示第606号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のよう

に定める。

昭和58年和歌山県告示第720号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町有田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	有田一本釣

和歌山県告示第607号

平成元年和歌山県告示第671号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
勝浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	勝浦一本釣

和歌山県告示第608号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和49年和歌山県告示第97号（漁業災害補償法による一定の区域の指定）、昭和53年和歌山県告示第641号（漁業災害補償法による区域、区分の設定等）及び平成3年和歌山県告示第653号（漁業共済にかかる加入区の指定）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
勝浦漁業協同組合の地区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち勝浦敷網及び勝浦一本釣加入区の区分に属さない漁業	勝浦漁業協同組合その他

和歌山県告示第609号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

昭和52年和歌山県告示第736号（漁業災害補償法による区分等）、昭和54年和歌山県告示第153号（漁業災害補償法第百四条第二号及び第三号に掲げる区域及び区分の定め）、昭和56年和歌山県告示第899号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定）及び昭和60年和歌山県告示第730号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
三輪崎漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う沿岸かつおまぐる漁業	三輪崎沿岸かつおまぐる
	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	三輪崎一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち三輪崎沿岸かつおまぐる及び三輪崎一本釣加入区の区分に属さない漁業	三輪崎漁業協同組合その他

和歌山県告示第610号

昭和50年和歌山県告示第82号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）は、廃止する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1060番46地先から同町長谷宮字柳生谷1060番47地先まで	旧	5.65 } 8.29	169.21	
同上	新	14.47 } 45.82	173.13	

和歌山県告示第612号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1060番46地先から同町長谷宮字柳生谷1060番47地先まで

で

供用開始の期日 平成24年5月25日

和歌山県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栄岩崎線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町中字大森1765番地先から同町栄字小森613番4地先まで	旧	5.50 ） 11.80	40.00	
同上	新	10.30 ） 11.80	40.00	

和歌山県告示第614号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 栄岩崎線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町中字大森1765番地先から同町栄字小森613番4地先まで

供用開始の期日 平成24年5月25日

和歌山県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域の名称

下附1（6-403-1-001）、下附2（6-403-1-002）、下附3（6-403-1-003）、下附4（6-403-1-004）、下附5（6-403-1-005）、下附6（6-403-1-006）、下附7（6-403-1-007）、下附8（6-403-1-008）、射矢ヶ谷（6-403-1-009-1）、射矢ヶ谷（6-403-1-009-2）、下附9（6-403-1-010）、鉾泉谷（6-403-1-011）、能登平1（6-403-1-012）、蕨尾1（6-403-1-013）、蕨尾2（6-403-1-014）、蕨尾3（6-403-1-015）、向越1（6-403-1-016）、長谷川（6-403-1-017）、小川1（6-403-1-018）、射場（6-403-1-019-1）、射場

(6-403-1-019-2)、樽見谷川(6-403-1-020)、使者原川(6-403-1-021)、鮎川(6-403-2-001)、宇立1(6-403-2-002)、宇立2(6-403-2-003)、能登平2(6-403-2-004)、向越2(6-403-2-005)、向越3(6-403-2-006)、小川2(6-403-2-007)、地ノ谷(6-403-2-008)、愛賀合1(6-403-2-009)、愛賀合川(6-403-2-010-1)、愛賀合川(6-403-2-010-2)、愛賀合川(6-403-2-010-3)、愛賀合川(6-403-2-010-4)、愛賀合川(6-403-2-010-5)、愛賀合2(6-403-2-011)、愛賀合3(6-403-2-012)、鉛山口1(6-403-2-013)、鉛山谷川(6-403-2-014-1)、鉛山谷川(6-403-2-014-2)、鉛山口2(6-403-2-015)、谷川左支溪(6-206-1-091)、西戸谷川(6-206-1-092)、やん谷川(6-206-1-093-1)、やん谷川(6-206-1-093-2)、やん谷川(6-206-1-093-3)、やん谷川(6-206-1-093-4)、やん谷川(6-206-1-093-5)、宮谷川(6-206-1-094)、宮谷上川(6-206-1-095)、下崎川1(6-206-2-138-1)、下崎川1(6-206-2-138-2)、下崎川3(6-206-2-139-1)、下崎川3(6-206-2-139-2)、下崎川3(6-206-2-139-3)、下崎川3(6-206-2-139-4)、下崎川3(6-206-2-139-5)、下崎川3(6-206-2-139-6)、下崎川3(6-206-2-139-7)、下崎川3(6-206-2-139-8)、下崎川3(6-206-2-139-9)、下崎川3(6-206-2-139-10)、下崎川3(6-206-2-139-11)、下崎川3(6-206-2-139-12)、下崎川3(6-206-2-139-13)、谷川右支溪(6-206-2-140)、下崎川2(6-206-2-141)、谷川右支溪(6-206-2-142)、谷川右支溪(6-206-2-144)、樫尾川1(6-206-2-145)、松本川1(6-206-2-146)、松本川2(6-206-2-147)、谷川左支溪(6-206-2-148)、池の川右支溪(6-206-2-149)、宝柏川1(6-206-2-150)、宝柏川2(6-206-2-151)、谷川左支溪(6-206-2-152)、露谷川(6-206-2-153)、右会津川右支溪(6-206-2-154)、前平川2(6-206-2-155)、前平川1(6-206-2-156)、右会津川左支溪(6-206-2-157)、要助谷川(6-206-1-082)、岩内川3(6-206-1-083)、千鉢川(6-206-1-086)、菊石谷川(6-206-1-087)、杉原川(6-206-1-088)、又谷川(6-206-1-089)、川中口川(6-206-1-090)、河原川2(6-206-1-096)、河原川1(6-206-1-097)、柿平川(6-206-1-098)、岩倉川(6-206-1-099)、稲屋川(6-206-1-100)、稲屋谷川(6-206-1-101)、久保田川2(6-206-1-102)、野久保川(6-206-1-103)、久保田川1(6-206-1-104)、藤谷川3(6-206-1-105)、畔谷川2(6-206-2-132)、畔谷川1(6-206-2-133)、左向谷川(6-206-2-134)、滝の川(6-206-2-135)、平岩川2(6-206-2-136)、西の岡川(6-206-2-137)、地獄谷川2(6-206-2-158)、地獄谷川1(6-206-2-159)、河原川3(6-206-2-160)、右会津川左支溪(6-206-2-161)、久保田谷川(6-206-2-162)、峯岡川1(6-206-2-163)、峯岡川5(6-206-2-164)、峯岡川2(6-206-2-165)、奥畑川(6-206-2-166)、峯岡川3(6-206-2-167)、峯岡川④(6-206-2-168-1)、峯岡川④(6-206-2-168-2)、峯岡川④(6-206-2-168-3)、久保田川左支溪(6-206-2-169-1)、久保田川左支溪(6-206-2-169-2)、藤谷川①(6-206-2-170-1)、藤谷川①(6-206-2-170-2)、藤谷川②(6-206-2-171)、藤谷川④(6-206-2-172)、中代川(6-206-2-173-1)、中代川(6-206-2-173-2)、宝満川①(6-206-2-174-1)、宝満川①(6-206-2-174-2)、風呂谷(6-402-1-005)、下芝(6-402-1-006)、新田(6-402-1-007-1)、新田(6-402-1-007-2)、新田(6-402-1-007-3)、新田(6-402-1-007-4)、新田(6-402-1-007-5)、新田(6-402-1-007-6)、新田(6-402-1-007-7)、栗栖川2(6-402-1-008)、小皆原谷(6-402-1-004)、栗栖川3(6-402-2-005)、小皆1(6-402-2-006)、小皆(6-402-2-007)、しぶし谷(6-206-1-125)、光福寺谷(6-206-1-129)、谷郷川(6-206-2-196)、長野川(6-206-2-197)、栗栖川上芝1(6-402-1-010)、栗栖川中芝(6-402-1-013)、中の谷(6-402-1-014)、戸土谷(6-402-2-004)、栗栖川上芝2(6-402-2-014)、栗栖川4(6-402-2-034)、鍵平(6-402-2-035)、下田熊(6-402-2-054)、朝来平(6-402-1-011)、富田川左支溪(6-402-2-015)、朝来平1(6-402-2-016)、水呑谷川(6-402-2-031)、向田1(6-402-2-032)、向田2(6-402-2-033)、いちの谷(8-426-1-023)、吉ヶ谷(8-426-1-024)、新宮川右支溪(8-426-1-025)、音無川左支溪(8-426-1-027)、音無川左支溪(8-426-2-024)、垣内谷川(6-206-1-022)、堂垣内谷川(6-206-1-023)、小恒川1(6-206-2-048)、小恒川2(6-206-2-049)、小恒川右支溪(6-206-2-050)、小恒川3(6-206-2-051)、小恒川左支溪(6-206-2-052)、上野(6-403-1-023)、竹ノ又1(6-403-2-018)、竹ノ又2(6-403-2-019)、西ノ又1(6-403-2-020)、西ノ又2(6-403-2-021)、田井中1(6-403-2-022)、田井中2(6-403-2-023)、田井中3(6-403-2-024)、竹ノ又3(6-403-2-025)、

竹ノ又4 (6-403-2-026)、弓場谷 (6-403-2-027)、宮ノ平 (6-403-2-028)、西郷川1 (6-206-1-014)、東郷川9 (6-206-1-017)、東郷谷川 (6-206-1-018)、東郷川5 (6-206-1-019)、東郷川6 (6-206-1-020)、東郷川3 (6-206-1-021)、カラ谷 (6-206-1-024)、木道川2 (6-206-1-025)、宮ノ谷川 (6-206-1-026)、宮ノ谷川2 (6-206-1-027)、山口川 (6-206-1-028)、山口谷川 (6-206-1-029)、日向川2 (6-206-1-030)、瀬口川 (6-206-1-031)、下ノ口川2 (6-206-2-019)、西峰川 (6-206-2-020-1)、西峰川2 (6-206-2-020-2)、長谷川 (6-206-2-021)、西原川2 (6-206-2-022)、西郷川右支溪 (6-206-2-023)、西原川5 (6-206-2-024)、西原川3 (6-206-2-025)、西原川1 (6-206-2-026)、西原川4 (6-206-2-027)、鋏差川 (6-206-2-028)、荒堀川 (6-206-2-029)、松葉川 (6-206-2-030)、西郷川左支溪 (6-206-2-031)、西郷川2 (6-206-2-032)、西郷川左支溪 (6-206-2-034)、東郷川1 (6-206-2-035)、古野川1 (6-206-2-036)、古野川3 (6-206-2-038)、東郷川2 (6-206-2-039)、東郷川7 (6-206-2-040)、加森川 (6-206-2-041)、知化地野川1 (6-206-2-042-1)、知化地野川5 (6-206-2-042-2)、知化地野川2 (6-206-2-043)、小恒川右支溪 (6-206-2-044)、美野原谷川 (6-206-2-045)、知化地野川 (6-206-2-046)、知化地野川3 (6-206-2-047)、東郷川4 (6-206-2-053)、木道川1 (6-206-2-054)、大関谷川 (6-206-2-055)、大関谷川2 (6-206-2-056)、冬木川 (6-206-2-057)、川原谷川 (6-206-2-058)、古野谷 (6-206-2-060)、こら谷川 (6-206-2-063)、白梅川 (6-206-2-065)、洞 (395)、宝柏 (405)、中村 (406)、鍵原 (407)、串崎1 (408)、串崎2 (409)、射矢ヶ谷 (85)、鉛山 (480)、西原 (223)、三本松 (411)、東原1 (412)、東原2 (413)、城垣内 (414)、細井 (229)、峯 (30)、小皆 (403)、宇立 (I-1446)、下附 (2)・下附 (3) (I-1447)、下附 (I-1448)、下附 (2) (I-1449)、城の浦 (I-1451)、城の浦・内の井 (I-1452)、内の井 (I-1453)、下平 (2) (I-1454)、下平1 (I-1455)、下附 (2) (I-2182)、射場 (I-2321)、下平 (I-2324)、城の浦・内の井2 (I-4389)、内の井1 (I-4390)、下平2 (I-4391)、鮎川2 (I-4392)、鮎川鉛山2 (I-4393)、鮎川宇立 (II-6274)、鮎川下附 (II-6275)、鮎川城ノ浦3 (II-6276)、下平 (II-6277)、鮎川1 (II-6278)、鮎川3 (II-6279)、鮎川鉛山1 (II-6280)、鮎川鉛山3 (II-6281)、鮎川鉛山4 (II-6282)、鮎川赤木1 (II-6301)、鮎川城ノ浦2 (II-6302)、鮎川城ノ浦1 (II-6303)、鮎川城ノ浦8 (III-3582)、鮎川城ノ浦7 (III-3583)、鮎川城ノ浦6 (III-3584)、鮎川城ノ浦5 (III-3585)、鮎川鉛山口1 (III-3586)、鮎川鉛山口2 (III-3587)、鮎川鉛山口4 (III-3588)、鮎川鉛山口3 (III-3589)、東原 (I-1350)、東原2 (I-2306)、西原 (I-2314)、長野東原1 (II-5719)、長野東原2 (II-5720)、秋津川杉ノ原 (III-3074)、杉原 (I-1349)、稲屋谷1 (I-1373)、稲屋谷2 (I-1374)、久保田 (I-1375)、久保田3 (I-1377)、上秋津奥畑 (I-1378)、千鉢 (I-4232)、上秋津河原 (I-4233)、上秋津平野 (I-4234)、上秋津下畑1 (I-4238)、上秋津久保田1 (I-4272)、秋津川杉ノ原1 (II-5690)、秋津川杉ノ原2 (II-5691)、秋津川杉ノ原3 (II-5696)、秋津川杉ノ原4 (II-5697)、秋津川杉ノ原5 (II-5707)、秋津川杉ノ原6 (II-5708)、上秋津下畑2 (II-5716)、上秋津下畑3 (II-5717)、上秋津下畑4 (II-5718)、上秋津峰岡 (II-5783)、上秋津久保田4 (II-5784)、上秋津藤谷1 (III-3191)、上秋津藤谷2 (III-3192)、蕨尾 (I-1443)、能登平 (I-1444)、赤木 (I-1450)、地ノ谷 (I-2320)、向越 (I-2322)、小川 (I-2323)、蕨尾1 (I-4383)、鮎川蕨尾4 (I-4384)、能登1 (I-4385)、能登平・能登2 (I-4386)、宇立1 (I-4387)、鮎川向越5 (I-4388)、鮎川赤木2 (I-4396)、鮎川蕨尾1 (II-6268)、鮎川蕨尾3 (II-6269)、鮎川向越2 (II-6270)、鮎川向越3 (II-6271)、鮎川向越4 (II-6272)、鮎川向越1 (II-6273)、鮎川小川9 (II-6283)、鮎川小川8 (II-6284)、鮎川小川7 (II-6285)、鮎川小川6 (II-6286)、小川・鮎川小川5 (II-6287)、鮎川小川4 (II-6288)、鮎川小川2 (II-6290)、鮎川愛賀合5 (II-6292)、鮎川愛賀合4 (II-6293)、鮎川愛賀合1 (II-6295)、鮎川地ノ谷6 (II-6296)、鮎川地ノ谷5 (II-6297)、鮎川地ノ谷4 (II-6298)、鮎川地ノ谷3 (II-6299)、鮎川愛賀合3 (II-6620)、鮎川向越6 (III-3565)、鮎川小川15 (III-3568)、鮎川小川13 (III-3570)、鮎川小川11 (III-3572)、鮎川愛賀合10 (III-3574)、鮎川愛賀合9 (III-3575)、鮎川愛賀合8 (III-3576)、鮎川愛賀合7 (III-3577)、鮎川愛賀合6 (III-3578)、鮎川赤木4 (III-3581)、秋津川下崎7 (II-5629)、秋津川下崎8 (II-5630)、

秋津川松本5(Ⅱ-5631)、秋津川松本6(Ⅱ-5632)、秋津川松本7(Ⅱ-5633)、秋津川中村5(Ⅱ-5634)、秋津川岡原1(Ⅱ-5635)、秋津川串崎2(Ⅱ-5636)、秋津川下崎9(Ⅱ-5637)、秋津川串崎3(Ⅱ-5638)、檜尾(Ⅱ-6605)、秋津川檜尾11(Ⅲ-3058)、秋津川宝柏6(Ⅲ-3060)、秋津川宝柏7(Ⅲ-3061)、秋津川松本8(Ⅲ-3062)、秋津川松本9(Ⅲ-3063)、秋津川松本10(Ⅲ-3064)、秋津川松本11(Ⅲ-3065)、秋津川松本12(Ⅲ-3066)、秋津川松本13(Ⅲ-3067)、秋津川松本14(Ⅲ-3068)、秋津川下崎10(Ⅲ-3069)、秋津川下崎12(Ⅲ-3071)、秋津川松本15(Ⅲ-3072)、秋津川下崎13(Ⅲ-3073)、秋津川大沢1(Ⅲ-3075)、秋津川大沢3(Ⅲ-3077)、秋津川前平16(Ⅲ-3080)、秋津川前平17(Ⅲ-3081)、秋津川前平18(Ⅲ-3082)、秋津川竹藪7(Ⅲ-3083)、秋津川竹藪8(Ⅲ-3084)、秋津川竹藪9(Ⅲ-3085)、秋津川竹藪10(Ⅲ-3086)、秋津川檜尾12(Ⅳ-6010)、秋津川宝柏8(Ⅳ-6011)、秋津川松本16(Ⅳ-6012)、秋津川松本17(Ⅳ-6013)、秋津川松本18(Ⅳ-6014)、秋津川下崎14(Ⅳ-6015)、秋津川大沢6(Ⅳ-6016)、池の川(Ⅰ-1337)、下崎1(Ⅰ-1338)、秋津川(Ⅰ-1339)、串崎(Ⅰ-1340)、鍵原(Ⅰ-1341)、中村(Ⅰ-1342)、竹藪(Ⅰ-2300)、下崎2(Ⅰ-2307)、秋津川宝柏1(Ⅰ-4204)、秋津川檜尾1(Ⅰ-4205)、秋津川前平1(Ⅰ-4206)、秋津川前平2(Ⅰ-4207)、秋津川竹藪1(Ⅰ-4216)、秋津川竹藪2(Ⅰ-4217)、秋津川竹藪3(Ⅰ-4218)、秋津川下崎1(Ⅰ-4219)、秋津川下崎2(Ⅰ-4220)、秋津川中村1(Ⅰ-4221)、秋津川串崎1(Ⅰ-4222)、秋津川檜尾2(Ⅱ-5523)、秋津川檜尾3(Ⅱ-5524)、秋津川檜尾4(Ⅱ-5525)、秋津川檜尾5(Ⅱ-5526)、秋津川檜尾7(Ⅱ-5528)、秋津川宝柏2(Ⅱ-5529)、秋津川宝柏3(Ⅱ-5530)、秋津川宝柏4(Ⅱ-5531)、秋津川前平3(Ⅱ-5549)、秋津川前平4(Ⅱ-5550)、秋津川前平5(Ⅱ-5551)、秋津川檜尾8(Ⅱ-5552)、秋津川檜尾9(Ⅱ-5553)、秋津川前平6(Ⅱ-5554)、秋津川前平7(Ⅱ-5555)、秋津川前平8(Ⅱ-5556)、秋津川前平9(Ⅱ-5557)、秋津川前平11(Ⅱ-5559)、秋津川前平12(Ⅱ-5560)、秋津川前平13(Ⅱ-5561)、秋津川前平14(Ⅱ-5562)、秋津川前平15(Ⅱ-5563)、秋津川松本1(Ⅱ-5601)、秋津川松本2(Ⅱ-5602)、秋津川松本3(Ⅱ-5603)、秋津川松本4(Ⅱ-5604)、秋津川竹藪4(Ⅱ-5619)、秋津川竹藪5(Ⅱ-5620)、秋津川竹藪6(Ⅱ-5621)、秋津川下崎3(Ⅱ-5622)、秋津川中村2(Ⅱ-5623)、秋津川中村3(Ⅱ-5624)、秋津川中村4(Ⅱ-5625)、秋津川下崎4(Ⅱ-5626)、秋津川下崎5(Ⅱ-5627)、秋津川下崎6(Ⅱ-5628)、秋津川竹藪11(Ⅲ-3087)、秋津川竹藪12(Ⅲ-3088)、秋津川竹藪13(Ⅲ-3089)、秋津川竹藪14(Ⅲ-3090)、秋津川竹藪15(Ⅲ-3091)、秋津川竹藪16(Ⅲ-3092)、秋津川中村6(Ⅲ-3093)、秋津川中村7(Ⅲ-3094)、秋津川中村8(Ⅲ-3095)、秋津川中村9(Ⅲ-3096)、秋津川中村10(Ⅲ-3097)、秋津川下村2(Ⅲ-3099)、秋津川岡原2(Ⅲ-3100)、秋津川岡原3(Ⅲ-3101)、秋津川岡原4(Ⅲ-3102)、秋津川岡原5(Ⅲ-3103)、秋津川岡原6(Ⅲ-3104)、長野三本松1(Ⅱ-5721)、長野三本松2(Ⅱ-5722)、長野長尾1(Ⅱ-5723)、長野城垣内1(Ⅱ-5724)、長野城垣内2(Ⅱ-5725)、長野城垣内3(Ⅱ-5726)、長野佐良(Ⅱ-5727)、長野東原3(Ⅱ-5728)、長野東原4(Ⅱ-5729)、長野東原5(Ⅲ-3108)、長野東原6(Ⅲ-3109)、長野東原7(Ⅲ-3110)、長野東原12(Ⅳ-6003)、長野東原14(Ⅳ-6005)、長野東原15(Ⅳ-6006)、長野東原16(Ⅳ-6007)、長野東原18(Ⅳ-6009)、園原1(Ⅰ-1363)、岩内(Ⅰ-1403)、上秋津園原1(Ⅰ-4235)、上秋津左向谷1(Ⅰ-4236)、上秋津左向谷2(Ⅰ-4237)、上秋津左向谷3(Ⅱ-5692)、上秋津左向谷4(Ⅱ-5693)、上秋津左向谷5(Ⅱ-5694)、上秋津左向谷7(Ⅱ-5698)、上秋津岩内1(Ⅱ-5699)、上秋津園原2(Ⅱ-5701)、上秋津園原3(Ⅱ-5702)、上秋津左向谷9(Ⅱ-5703)、上秋津左向谷10(Ⅱ-5704)、上秋津岩内2(Ⅱ-5705)、上秋津左向谷11(Ⅱ-5706)、上秋津千鉢2(Ⅱ-5709)、上秋津園原4(Ⅱ-5710)、上秋津岩内4(Ⅱ-5712)、上秋津園原5(Ⅱ-5713)、上秋津園原6(Ⅱ-5714)、上秋津岩内5(Ⅱ-5715)、上秋津久保田3(Ⅱ-5781)、上秋津岩内6(Ⅱ-5782)、上秋津岩内7(Ⅲ-3056)、中万呂古戸1(Ⅰ-4271)、中万呂古戸5(Ⅱ-5794)、上秋津左向谷13(Ⅱ-60001)、上秋津左向谷14(Ⅱ-60002)、上秋津久保田5(Ⅱ-60003)、上秋津久保田6(Ⅱ-60004)、上秋津久保田7(Ⅱ-60005)、上秋津久保田8(Ⅱ-60006)、上秋津久保田9(Ⅰ-60007)、上秋津久保田10(Ⅱ-60008)、上秋津久保田11(Ⅱ-60009)、小皆1(Ⅰ-4357)、小皆2(Ⅰ-4358)、小皆左領(Ⅰ-4359)、熊野川16(Ⅱ-6094)、水上11(Ⅱ-6100)、小皆3(Ⅱ-6105)、栗栖川11

(Ⅱ-6114)、小皆4(Ⅱ-6116)、小皆5(Ⅱ-6118)、小皆6(Ⅱ-6119)、小皆7(Ⅱ-6120)、小皆8(Ⅱ-6121)、小皆10(Ⅱ-6123)、栗栖川14(Ⅱ-6124)、栗栖川15(Ⅱ-6125)、熊野川船原2(Ⅲ-3368)、小皆小皆原(Ⅲ-3369)、小皆十九川1(Ⅲ-3378)、長野東原19(Ⅱ-60066)、長野東原20(Ⅰ-60067)、長野東原21(Ⅱ-60068)、長野東原22(Ⅰ-60069)、長野西原1(Ⅱ-60070)、長野西原2(Ⅱ-60071)、長野長尾4(Ⅱ-60072)、長野長尾5(Ⅱ-60073)、長野東原8(Ⅲ-3111)、長野東原9(Ⅲ-3112)、長野東原10(Ⅲ-3113)、長野東原11(Ⅲ-3114)、長野長尾2(Ⅲ-3118)、長野長尾3(Ⅲ-3119)、鮎川小川18(Ⅰ-60074)、鮎川下附2(Ⅰ-60075)、鮎川鉛山5(Ⅱ-60076)、鮎川鉛山6(Ⅱ-60077)、鮎川向越7(Ⅱ-60078)、秋津川梶尾13(Ⅱ-60079)、秋津川松本19(Ⅱ-60080)、秋津川松本20(Ⅱ-60081)、秋津川下崎15(Ⅱ-60082)、秋津川下崎16(Ⅱ-60083)、秋津川竹藪17(Ⅰ-60084)、秋津川竹藪18(Ⅲ-60085)、秋津川中村11(Ⅰ-60086)、秋津川中村12(Ⅱ-60087)、秋津川岡原7(Ⅱ-60088)、秋津川岡原8(Ⅲ-60089)、秋津川岡原9(Ⅲ-60090)、秋津川岡原10(Ⅲ-60091)、秋津川岡原11(Ⅱ-60092)、秋津川串崎4(Ⅱ-60093)、上秋津平野3(Ⅱ-60011)、上秋津久保田12(Ⅱ-60013)、上秋津久保田13(Ⅱ-60014)、上秋津久保田14(Ⅱ-60015)、上秋津久保田15(Ⅱ-60016)、上秋津杉ノ原8(Ⅱ-60018)、上秋津河原2(Ⅱ-60019)、上秋津河原4(Ⅰ-60021)、上秋津奥畑2(Ⅱ-60024)、上秋津久保田16(Ⅱ-60025)、上秋津久保田17(Ⅱ-60026)、上秋津久保田18(Ⅱ-60027)、上秋津久保田19(Ⅱ-60028)、上秋津久保田21(Ⅱ-60030)、上秋津久保田22(Ⅱ-60031)、上秋津久保田23(Ⅱ-60032)、上秋津久保田25(Ⅱ-60034)、上秋津久保田26(Ⅱ-60035)、栗栖川21(Ⅱ-60099)、栗栖川23(Ⅱ-60102)、栗栖川24(Ⅱ-60103)、栗栖川25(Ⅱ-60104)、栗栖川27(Ⅱ-60106)、栗栖川28(Ⅱ-60107)、滝尻2(Ⅰ-60115)、小皆9(Ⅱ-6122)、熊野川15(Ⅱ-6093)、峰(Ⅰ-1410)、戸土(Ⅰ-1411)、栗栖川17(Ⅱ-6149)、栗栖川18(Ⅱ-6150)、栗栖川19(Ⅱ-6156)、栗栖川20(Ⅱ-6157)、栗栖川1(Ⅱ-6158)、栗栖川戸土(Ⅱ-6159)、栗栖川2(Ⅱ-6160)、滝尻(Ⅱ-6614)、栗栖川峰(Ⅲ-3380)、小皆11(Ⅱ-60052)、小皆12(Ⅱ-60053)、小皆13(Ⅱ-60054)、小皆14(Ⅱ-60055)、小皆左領2(Ⅱ-60056)、小皆左領3(Ⅱ-60057)、小皆左領4(Ⅱ-60058)、小皆15(Ⅱ-60059)、小皆16(Ⅱ-60060)、小皆17(Ⅱ-60061)、小皆18(Ⅱ-60062)、小皆19(Ⅱ-60063)、小皆20(Ⅱ-60064)、小皆21(Ⅱ-60065)、上秋津平野2(Ⅰ-60010)、稲屋谷3(Ⅰ-60012)、上秋津杉ノ原7(Ⅱ-60017)、上秋津河原3(Ⅰ-60020)、上秋津久保田24(Ⅰ-60033)、上秋津久保田27(Ⅱ-60036)、下芝(Ⅰ-1412)、栗栖川(Ⅰ-1414)、上芝(Ⅰ-1415)、中芝(Ⅰ-4360)、栗栖川上芝下2(Ⅰ-4361)、栗栖川3(Ⅱ-6106)、栗栖川4(Ⅱ-6107)、栗栖川5(Ⅱ-6108)、栗栖川6(Ⅱ-6109)、栗栖川7(Ⅱ-6110)、栗栖川8(Ⅱ-6111)、栗栖川9(Ⅱ-6112)、栗栖川10(Ⅱ-6113)、栗栖川12(Ⅱ-6115)、栗栖川13(Ⅱ-6117)、栗栖川16(Ⅱ-6126)、栗栖川新田1(Ⅲ-3370)、栗栖川新田2(Ⅲ-3371)、栗栖川新田3(Ⅲ-3372)、栗栖川新田4(Ⅲ-3373)、栗栖川下芝(Ⅲ-3374)、栗栖川視1(Ⅲ-3375)、栗栖川上芝(Ⅲ-3377)、栗栖川22(Ⅰ-60100)、栗栖川29(Ⅰ-60136)、栗栖川26(Ⅱ-60105)、栗栖川30(Ⅱ-60109)、川合朝来平1(Ⅰ-1416)、川合平(Ⅰ-1417)、川合朝来平2(Ⅰ-4356)、川合1(Ⅰ-4362)、川合朝来平3(Ⅰ-4363)、川合(Ⅱ-6101)、川合2(Ⅱ-6102)、川合3(Ⅱ-6103)、川合朝来平4(Ⅱ-6104)、川合4(Ⅱ-6132)、川合5(Ⅱ-6133)、川合6(Ⅱ-6134)、大川長条垣内(Ⅲ-3393)、川合向田(Ⅲ-3396)、川合7(Ⅲ-3397)、川合8(Ⅲ-3398)、川合朝来平5(Ⅰ-60110)、川合10(Ⅰ-60112)、川合9(Ⅱ-60111)、川合11(Ⅱ-60113)、川合12(Ⅱ-60114)、川合13(Ⅱ-60117)、川合14(Ⅱ-60137)、川合15(Ⅱ-60138)、竹森通り(Ⅰ-2066)、大居(Ⅰ-2068)、切畑・大居(Ⅰ-2070)、大居3(Ⅰ-2071)、大居4(Ⅰ-4732)、大居5(Ⅰ-4733)、吉ヶ谷(Ⅱ-8383)、下向(Ⅱ-8392)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

中地川(8-421-1-001)、傳の谷(8-421-1-002)、上地川(8-421-1-003)、咤喧屋谷(8-421-1-004)、奥の谷(8-421-1-005)、釜の谷川(8-421-1-006)、田ノ洞谷(8-421-1-007)、唐立谷(8-421-1-008)、浦神(101)(8-421-2-001)、浦神(102)(8-421-2-002)、浜ノ宮(101)(8-421-1-078)、浜田谷(8-421-1-079)、浜ノ宮(102)(8-421-1-080)、浜ノ宮(103)(8-421-1-081)、天満1(8-421-1-052)、天満2(8-421-1-053)、天満3(8-421-1-054)、天満川右支溪(8-421-1-056)、大谷川右支溪(8-421-1-057)、大谷川右支溪(8-421-1-058)、天満川右支溪(8-421-2-076)、天満川右支溪(8-421-2-077)、大谷川左支溪(8-421-2-078)、天満4(8-421-3-005)、大谷川右支溪(8-421-3-006)、大谷川右支溪(8-421-3-007)、大谷川右支溪(8-421-3-008)、湯川川右支溪(8-421-1-048)、湯川川左支溪(8-421-1-049)、湯川川左支溪(8-421-1-050)、湯川1(8-421-1-051)、湯川川右支溪(8-421-2-069)、湯川川右支溪(8-421-2-070)、湯川川右支溪(8-421-2-071)、湯川川右支溪(8-421-1-2-072)、湯川川左支溪(8-421-2-073)、湯川2(8-421-2-074)、湯川3(8-421-2-075)、湯川川左支溪(8-421-3-003)、湯川川左支溪(8-421-3-004)、うすみ谷(8-421-1-020)、岩ノ畑谷(8-421-1-021-1)、岩ノ畑谷(8-421-1-021-2)、懸川(8-421-1-022)、懸川(8-421-1-023)、懸川左支溪(8-421-1-024)、懸川左支溪(8-421-1-025)、岩ノ洞谷(8-421-1-026)、串ノ谷右支溪(8-421-1-028)、越ノ谷(8-421-2-021)、笠松谷(8-421-2-022)、笠松谷(8-421-2-023)、赤鼻谷(8-421-2-024)、ハダコ谷(8-421-2-026)、熊瀬川左支溪(8-421-2-027)、串ノ谷(8-421-2-029)、小栗川右支溪(8-421-2-030)、小栗川右支溪(8-421-2-031)、小栗川(8-421-2-032)、小阪(I-1951)、小坂山(I-1952)、鏡山(I-1954)、城山(I-1955)、大勝浦・鏡山(I-1956)、椎の浦・椎ノ浦・大勝浦(I-1957)、脇の谷・脇の谷(2)・椎の浦・椎ノ浦(I-1958)、神明(I-1959)、桜谷(I-1960)、勝浦1(I-4669)、勝浦2(I-4670)、中ノ島(I-4673)、浦神(6)(I-1945)、奥の谷(I-1947)、浦神(2)(I-1948)、浦神・浦神(3)・浦神(I-1949)、浦神(5)(I-1950)、田ノ坂(I-2399)、唐立(I-2400)、岩屋崎1(I-4705)、浦神西2(I-4706)、浦神西3(I-4707)、浦神西1(I-4708)、浦神西5(II-8284)、浦神西8(II-8285)、浦神西4(II-8287)、浦神西9(III-4573)、浦神東4・浦神(2)(III-4574)、浦神(101)(II-80017)、浦神(102)(II-80018)、浜ノ宮(I-1893)、池ノ田(I-1894)、勝山・浜ノ宮(I-2392)、浜ノ宮2(I-4654)、浜ノ宮3(I-4655)、浜ノ宮4(I-4656)、浜ノ宮赤色1(I-4657)、浜ノ宮7(II-8174)、浜ノ宮8(II-8175)、浜ノ宮赤色2(II-8176)、向芝(I-1906)、甫子浦(I-2192)、越乃湯(I-4671)、湯川越瀬1(I-4672)、湯川福井(I-4674)、湯川1(I-4675)、湯川2(I-4676)、倍地1(I-4677)、湯川温泉(I-4678)、湯川(101)(II-80004)、湯川(102)(II-80005)、湯川(103)(II-80006)、湯川(104)(II-80007)、湯川(105)(II-80008)、湯川(106)(II-80009)、湯川(107)(II-80010)、湯川(108)(II-80011)、湯川(109)(II-80012)、湯川(110)(II-80013)、湯川(111)(II-80014)、湯川(112)(II-80015)、湯川(113)(II-80016)、湯川越瀬2(II-8191)、湯川越瀬3(II-8192)、天満16(II-8193)、湯川越瀬4(II-8194)、湯川越瀬5(II-8195)、湯川3(II-8196)、湯川4(II-8197)

7)、倍地2(Ⅱ-8198)、向芝2(Ⅱ-8199)、倍地3(Ⅱ-8200)、湯川5(Ⅱ-8201)、湯川6(Ⅱ-8202)、湯川7(Ⅱ-8203)、湯川越瀬6(Ⅲ-4544)、湯川8(Ⅲ-4545)、湯川9(Ⅲ-4546)、滝の本(Ⅰ-1904)、天満(Ⅰ-1905)、薬師谷(Ⅰ-1961)、薬師(Ⅰ-2189)、大碓(Ⅰ-2191)、天満2(Ⅰ-4661)、天満3(Ⅰ-4662)、天満4(Ⅰ-4664)、天満5(Ⅰ-4665)、天満6(Ⅰ-4666)、天満7(Ⅰ-4667)、天満8(Ⅰ-4668)、天満(101)(Ⅱ-80001)、天満(102)(Ⅱ-80002)、天満(103)(Ⅱ-80003)、天満9(Ⅱ-8183)、天満10(Ⅱ-8184)、天満11(Ⅱ-8185)、天満12(Ⅱ-8186)、天満13(Ⅱ-8187)、天満14(Ⅱ-8188)、天満18(Ⅲ-4537)、天満19(Ⅲ-4538)、天満20(Ⅲ-4539)、大谷5(Ⅲ-4540)、大谷6(Ⅲ-4541)、天満21(Ⅲ-4542)、大碓2(Ⅲ-4543)、口色川(Ⅰ-1882)、奥久保(Ⅰ-1884)、上地(Ⅰ-2390)、口色川2(Ⅱ-4636)、口色川3(Ⅱ-4637)、口色川4(Ⅱ-8097)、口色川5(Ⅱ-8098)、口色川6(Ⅱ-8104)、口色川7(Ⅱ-8105)、口色川8(Ⅱ-8106)、口色川9(Ⅱ-8107)、笠松1(Ⅱ-8108)、口色川10(Ⅱ-8109)、口色川11(Ⅱ-8110)、口色川12(Ⅱ-8111)、口色川13(Ⅱ-8112)、口色川14(Ⅱ-8113)、口色川15(Ⅱ-8114)、口色川16(Ⅱ-8115)、口色川17(Ⅱ-8116)、口色川18(Ⅱ-8117)、口色川20(Ⅱ-8119)、笠松2(Ⅱ-8120)、口色川21(Ⅱ-8121)、口色川22(Ⅱ-8122)、上地2(Ⅱ-8128)、小阪3(Ⅱ-8130)、小阪4(Ⅱ-8131)、小阪5(Ⅱ-8132)、小阪7(Ⅱ-8134)、小阪8(Ⅱ-8135)、小阪1(Ⅱ-8136)、笠松3(Ⅲ-4517)、口色川23(Ⅱ-80019)、口色川24(Ⅱ-80020)、口色川25(Ⅱ-80021)、小阪12(Ⅱ-80022)、小阪13(Ⅱ-80023)、小阪14(Ⅱ-80024)、小阪15(Ⅱ-80025)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

串本1(7-407-1-040)、宮川(7-407-1-041)、串本2(7-407-1-042)、串本3(7-407-1-043)、串本4(7-407-1-044)、串本5(7-407-1-045)、谷川(7-407-1-046)、串本6(7-407-1-047)、串本7(7-407-1-048)、串本8(7-407-1-049)、串本9(7-407-1-050)、串本(2)(Ⅰ-1708)、袋(Ⅰ-1740)、塩屋谷(Ⅰ-1741)、袋(2)(Ⅰ-1742)、細田本谷(Ⅰ-1745)、江川矢倉谷(Ⅰ-1746)、尾ノ浦(Ⅰ-1748)、串本(3)(Ⅰ-4553)、串本(4)(Ⅰ-4564)、二色(207)(Ⅱ-7277)、二色(208)(Ⅱ-7278)、串本(201)(Ⅱ-7564)、串本(101)(Ⅰ-70014)、二色(302)・袋(Ⅲ-4218)、串本(302)(Ⅲ-4220)、串本(303)(Ⅲ-4221)、串本(306)(Ⅲ-4224)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第618号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

打田都市計画公園事業4・4・1号紀の川市民公園

3 事業施行期間

自 平成24年5月25日

至 平成28年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県紀の川市花野字前田及び上野字前島地内

(2) 使用の部分

和歌山県紀の川市尾崎地先

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人武田宗久の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
酒井清	兵庫県川西市美山台一丁目1番地の44	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで
大川幸一	兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで
福原顕憲	大阪府枚方市津田南町一丁目30番6号	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで
森本聡美	大阪府高槻市神内二丁目16番12-506号	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで
長谷川くにこ	兵庫県神戸市兵庫区湊川町八丁目17番2号	平成24年5月17日から

		平成25年3月31日まで
松本好史	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目1番5号	平成24年5月17日から 平成25年3月31日まで

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成24年5月10日以降無効とする。

平成24年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
50リットル券	船舶	1194575 ゝ 1194586	12枚	平成24年4月1日から 平成24年7月10日まで	和歌山県税事務所	平成24年5月10日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年6月14日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成24年5月25日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成24年5月10日付け23和収第22号「裁決書」

3 送達を受けるべき者

住所・居所不明

登記名義人 木村孫次郎の法定相続人 山縣幸子
溝口日月

登記名義人 松浦孫助の法定相続人 松浦元昭

登記名義人 中川由兵衛の法定相続人 中川艶子
中川一男

登記名義人 森下イセノの法定相続人 高田敦義

登記名義人 岡田市松の法定相続人 岡田ワイ

登記名義人 神前茂雄

（ただし、不動産登記簿記載住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野291番地）

存否不明

登記名義人 木村孫次郎の判明していない他の法定相続人

登記名義人 木村直之助

登記名義人 阪口直之助
 登記名義人 木村マサノの法定相続人 木村市之助
 登記名義人 山中磯助
 登記名義人 森下イセノの判明していない他の法定相続人
 登記名義人 山中津右衛門
 登記名義人 小畑常太郎
 登記名義人 根来留造

正 誤

正 誤

平成24年2月3日付け和歌山県報第2327号和歌山県告示第87号中

ページ	誤	正
13	242メートル	36メートル